

(改正後)

(改正前)

<p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 既存建築物等の活用の場合等の特例</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>戸建住宅等(延べ面積200平方メートル未満かつ階数3以下)を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 帳簿の整備 老人福祉法第29条第6項の規定を遵守し、次の事項を記載した帳簿作成し、2年間保存すること。 (1) (略) (2) 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 (3)～(8) (略)</p> <p>4 個人情報の取扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(個人情報保護委員会・厚生労働省)」を遵守すること。</p> <p>5 業務継続計画の策定等 (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 <u>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</u> (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第7章 既存建築物等の活用の場合等の特例</p> <p>1・2 (略) (新設)</p> <p>3</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 帳簿の整備 老人福祉法第29条第4項の規定を遵守し、次の事項を記載した帳簿作成し、2年間保存すること。 (1) (略) (2) 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 (3)～(8) (略)</p> <p>4 個人情報の取扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日・厚生労働省)」を遵守すること。</p> <p>5 業務継続計画の策定等 (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>
--	---

(改正後)

(改正前)

<p><u>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 医療機関等との連携</p> <p>(1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。<u>その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。</u></p> <p><u>(2) 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p> <p><u>(3) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。</u></p> <p><u>(5)～(9) (略)</u></p> <p>10・11 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 医療機関等との連携</p> <p>(1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)～(6) (略)</u></p> <p>10・11 (略)</p>
<p>第10章 サービス等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (2) から (4) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <u>当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者として同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。 <u>また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。</u></p>	<p>第10章 サービス等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (2) から (4) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p>

(改正後)

(改正前)

<p>7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 事業収支計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 資金収支計画及び損益計画 次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。 (1)～(6) (略) (7) 前払金(入居時に老人福祉法第29条第9項に規定する前払金として一括して受領する利用料)の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)とすること。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第12章 利用料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。 (1) (略) (2) 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。 (3)～(5) (略) (6) 老人福祉法第29条第10項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあつては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実にすること。 (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">第13章 契約内容等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重要事項の説明等 老人福祉法第29条第7項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第16号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。 (1) (略) (2) 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第7項の規定により、入居相談があつ</p>	<p>7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 事業収支計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 資金収支計画及び損益計画 次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。 (1)～(6) (略) (7) 前払金(入居時に老人福祉法第29条第7項に規定する前払金として一括して受領する利用料)の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間(以下「想定居住期間」という。)とすること。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第12章 利用料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前払い方式(終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式)によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。 (1) (略) (2) 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。 (3)～(5) (略) (6) 老人福祉法第29条第8項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあつては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実にすること。 (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">第13章 契約内容等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重要事項の説明等 老人福祉法第29条第5項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。 (1) (略) (2) 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第5項の規定により、入居相談があつ</p>
---	--

(改正後)

(改正前)

<p>たときに交付するほか、求めに応じ交付すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 入居者募集等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。</u></p> <p><u>ア 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。</u></p> <p><u>また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。</u></p> <p><u>イ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。</u></p> <p><u>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">第14章 情報開示</p> <p>1 有料老人ホームの運営に関する情報</p> <p>設置者は、老人福祉法第29条第7項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第15章 電磁的記録等</p> <p>1 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、</p>	<p>たときに交付するほか、求めに応じ交付すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 入居者募集等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">第14章 情報開示</p> <p>1 有料老人ホームの運営に関する情報</p> <p>設置者は、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第15章 電磁的記録等</p> <p>1 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、</p>
--	---

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、<u>磁気的方法</u>）<u>その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）によることができる。</p> <p style="text-align: center;">第16章 設置後の報告等</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第17章</u> その他</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この指針は、平成14年12月3日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成16年11月17日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成18年6月29日から施行する。ただし、改正事項のうち、契約締結日から90日以内の契約解除の場合の一時金の返還に係る規定については、平成18年7月1日から適用することとし、類型及び重要事項説明書については、平成18年9月30日までの間は、なお従前の例によることのできるものとする。</p> <p>附 則 この指針は、平成24年6月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成27年9月1日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行の際現に老人福祉法第29条第1項の規定による届出をしている者又は和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条の協議を行っている者については、平成27年11月30日までの間は、なお従前の例によることのできるものとする。</p> <p>3 この指針の施行の際現に老人福祉法第29条第1項の規定による届出をしている者又は和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条の協議を行っている者の一般居室の設備基準については、なお従前の例による。ただし、増改築及び大規模修繕が行われる場合は、改正後の一般居室の設備基準に適合するよう努めること。</p> <p>附 則 この指針は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和3年7月1日から施行する。 (認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</p> <p>2 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第8章2(2)の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じよう努めること」とする。 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>3 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第9章5の規定の適用については、</p>	<p>この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、<u>磁器的方式</u>）<u>その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）によることができる。</p> <p style="text-align: center;">第16章 設置後の報告等</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第16章 その他</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この指針は、平成14年12月3日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成16年11月17日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成18年6月29日から施行する。ただし、改正事項のうち、契約締結日から90日以内の契約解除の場合の一時金の返還に係る規定については、平成18年7月1日から適用することとし、類型及び重要事項説明書については、平成18年9月30日までの間は、なお従前の例によることのできるものとする。</p> <p>附 則 この指針は、平成24年6月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、平成27年9月1日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行の際現に老人福祉法第29条第1項の規定による届出をしている者又は和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条の協議を行っている者については、平成27年11月30日までの間は、なお従前の例によることのできるものとする。</p> <p>3 この指針の施行の際現に老人福祉法第29条第1項の規定による届出をしている者又は和歌山県有料老人ホーム設置運営指導要綱第3条の協議を行っている者の一般居室の設備基準については、なお従前の例による。ただし、増改築及び大規模修繕が行われる場合は、改正後の一般居室の設備基準に適合するよう努めること。</p> <p>附 則 この指針は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は、令和3年7月1日から施行する。 (認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</p> <p>2 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第8章2(2)の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じよう努めること」とする。 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>3 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第9章5の規定の適用については、</p>
---	--

和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めること」とする。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための委員会に係る経過措置)</p> <p>4 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第9章7(1)の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)</p> <p>5 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第9章7(3)の規定にかかわらず、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>6 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第10章4(2)から(5)の規定の適用については、これらの規定中「図ること」とあるのは「図るよう努めること」と、「整備すること」とあるのは「整備するよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「置くこと」とあるのは「置くよう努めること」とする。</p> <p>(事故発生の防止の措置を適切に実施するための担当者に係る経過措置)</p> <p>7 この指針の施行から令和3年9月30日までの間、第13章8(4)の規定の適用については、これらの規定中「置くこと」とあるのは「置くよう努めること」とする。</p> <p><u>附 則</u> この指針は、令和7年2月1日から施行する。</p>	<p>これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めること」とする。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための委員会に係る経過措置)</p> <p>4 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第9章7(1)の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)</p> <p>5 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第9章7(3)の規定にかかわらず、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>6 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第10章4(2)から(5)の規定の適用については、これらの規定中「図ること」とあるのは「図るよう努めること」と、「整備すること」とあるのは「整備するよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「置くこと」とあるのは「置くよう努めること」とする。</p> <p>(事故発生の防止の措置を適切に実施するための担当者に係る経過措置)</p> <p>7 この指針の施行から令和3年9月30日までの間、第13章8(4)の規定の適用については、これらの規定中「置くこと」とあるのは「置くよう努めること」とする。</p>
---	---